

都市計画法第34条第11号を要件に許可を受けて建築された

条例住宅等の属人性の取り扱いの見直しについて

法第34条第11号（旧第8号の3を含む。）を要件に許可を受けて建築された条例住宅等を、当該許可を受けた者以外の者の自己用住宅（専用住宅）若しくは、自己用住宅以外の用途として所有又は改築する場合については属人性を要件とせず、法第42第1項ただし書又は法第43条第1項の規定による許可を要しないものとする。（同一敷地、同一用途の場合に限る）

運用開始日

令和6年10月1日

今治市建設部都市政策局都市政策課長